

地域づくり・街づくり支援事業

実施要綱

平成 30 年 2 月

一般社団法人近畿建設協会

地域づくり・街づくり支援事業実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人近畿建設協会（以下「協会」という。）が公益事業の一環として行う地域づくり・街づくり支援事業に関し必要な事項について定める。

第2章 支 援 対 象

(対象事業)

第2条 対象事業は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県（木津川流域）で実施される国土形成の推進における「地域づくり・街づくり」に資する事業等とする。

(対象者)

第3条 対象者は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県（木津川流域）において活動を行う特定非営利活動促進法（NPO法）上の団体又は同等と認められる市民活動団体とする。

(対象期間)

第4条 原則として、支援の決定後から各年度末（3月31日）迄とする。

第3章 支援事業の募集と選定

(募集方法)

第5条 支援事業の募集は原則、協会のホームページにて行う。

- 2 支援を受けようとする者（複数の組織の場合はその代表者）は、支援事業応募書（様式1、以下「応募書」という。）、事業実施概要書（様式2）に必要事項を記載の上、必要書類を添付し、定められた期日までに提出しなければならない。

(審査及び事業の決定)

第6条 協会は前条の申請書の提出があった場合は、必要に応じて調査等（ヒアリング等）を行い、有識者等からなる公益事業委員会の審議を経て、支援事業を選定する。

2 協会は、支援の決定にあたって、事業のより効果的な実施のために必要な条件を付することができる。

(選定基準)

第7条 選定に当たっては、次の各号の要件を考慮して選定を行う。

- 一 地域の活性化に資する事業であること
- 二 地域の環境保全に資する事業であること
- 三 地域の安全・安心に資する事業であること
- 四 公益性のある事業であること
- 五 事業目的が明確であること
- 六 実施する事業内容が具体的であること
- 七 実施する事業内容に新規性があること

(選定結果通知)

第8条 協会は、前条の決定をしたときは、応募者に対し、速やかに支援事業選定通知書（様式3-1）または支援事業非選定通知書（様式3-2）を交付しなければならない。

第4章 支援事業の実施方法

(実施方法等)

第9条 支援事業の実施に当たっては、支援事業選定通知書受領後、速やかに（1ヶ月以内）支援事業実施計画書（様式4、以下「計画書」という。）、事業実施概要書（様式5、以下「概要書」という。）を提出し、これに基づき実施するものとする。

2 事業の実施に当たっては、当該事業が協会から支援を受けている旨を参加者に周知しなければならない。また、各事業の詳細が決まり次第、事前に事務局まで連絡しなければならない。

(成果に関する報告)

第10条 支援事業の実施者(以下「実施者」という。)は、全事業が完了したときは、完了後一箇月以内(ただし3月中に事業完了の場合は3月末まで)に、支援事業完了届(様式6)、支援事業実施報告書(様式7)、支援金使途内訳書(様式8)、請求書(様式9)、電子データ(報告書・活動写真等)及び添付資料(チラシ・冊子等)を協会に提出しなければならない。

2 支援事業の成果は実施者に帰属し、協会は実施者の承諾を得てその成果を利用できるものとする。

(支援金の支払い)

第11条 協会は前条の報告書等を受理した場合には、速やかに支援金を支払わなければならない。

(事業内容の変更)

第12条 実施者は、計画書の内容を変更する場合は、速やかに支援事業変更届(様式10)、変更後の事業内容を記載した計画書(様式4)及び概要書(様式5)を協会へ届けなければならない。

(支援の取り消し)

第13条 協会は、次の各号に該当するときは、支援の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 前条の届出がなかった場合
- 二 実施者の責任により事業の継続ができないと判断した場合
- 三 第6条2項により付した条件の遂行が確認できない場合
- 四 第9条及び第10条に記載の提出物が定められた期日までに提出されない場合

2 実施者は、計画書に記載した事業の実施が困難となった場合には、遅滞なく協会に支援事業辞退届(様式11)を提出しなければならない。

第5章 附 則

(事務局)

第14条 この要綱に関する事務局は、一般社団法人近畿建設協会 経営企画部に置く。

(適用日)

第15条

- 一 この要綱は、平成23年2月28日より適用する。
- 二 この要綱の一部改正は、平成30年2月9日より適用する。